

建物賃貸借契約の予約に係る覚書

(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)は、甲を貸主とし、乙を借主とする下記「物件表示」記載の建物(以下「本物件」という。)の賃貸借契約(以下「本契約」という。)の条件について、次のとおり建物賃貸借契約の予約に係る覚書(以下「本予約覚書」という。)を締結する。

【物件表示】

- (1) 所在地
- (2) 対象区画
- (3) 貸室面積

(目的)

第1条 本予約覚書は、甲及び乙が双方協力して、本契約締結を円滑に進めるために本契約の基本事項を定めるものである。

(有効期間)

第2条 本予約覚書の有効期間は、本予約覚書締結日から本契約の締結日までとする。

(使用目的)

第3条 乙は、本物件を乙がする瀬戸市中心市街地商店街空き店舗対策事業費補助金に係る補助事業(以下「本件事業」という。)として使用するものとする。

(本契約の締結)

第4条 甲及び乙は、乙が本件事業に関する瀬戸市からの選定を受けた後に、本契約を締結するものとする。

2 前項の本契約締結日は、乙が指定し、甲はそれに応じるものとする。

(賃料等)

第5条 本物件の賃料は、月額金 円(消費税等別)とし、本物件の使用に伴う共益料は、月額金 円(消費税等別)を予定する。

2 前項の賃料および賃料の起算日は瀬戸市からの選定後、あらためて甲乙協議のうえ決定するものとする。

(解約)

第6条 甲及び乙は、乙が本件事業に関する瀬戸市からの選定を受けられなかった場合には、本予約覚書を解約する。

2 甲及び乙は、前項の規定による本予約覚書の解約により生じた損害に対して、相手方に対し一切の請求を行わないものとする。

(規定外事項)

第7条 甲及び乙は、本予約覚書の各条項の解釈またはその運用につき疑義が生じた場合、本予約覚書に定めのない事項については、甲・乙誠意をもって協議し、解決するものとする。

(管轄裁判所)

第8条 甲及び乙は、本予約覚書について紛争が生じたときは、名古屋地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。

以上、本予約覚書の証として本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各々1通を保有する。

年 月 日

甲 住 所

氏 名

印

乙 住 所

氏 名

印